

個人番号カードの交付等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「政令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第1号。以下「特定在留カード様式命令」という。）、特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第1号。以下「特定特別永住者証明書様式命令」という。）に基づく個人番号カードの交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人番号カードの申請等)

- 第2条 住民基本台帳に記録されている者（国外転出予定者を除く。以下同じ。）が提出する、政令第13条第1項に規定する交付申請書は、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が定める「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」とする。
- 2 住民基本台帳に記録されている者が、統合端末より出力する申請書ID入り個人番号カード交付申請書を、市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所又は郵送にて請求する場合は、次の各号に掲げる書類を提示、提出又は郵送することにより行うものとする。ただし、郵送で請求する場合は、第2号又は第3号に規定する本人確認書類は、本人確認書類の複写と読み替えること。なお、本人又は同一世帯員が、申請書ID入り個人番号カード交付申請書を電子申込システムにて請求する場合は、第2号に掲げる書類の提示、提出に代えて、交付申請書を請求者の住所地に転送不要郵便で送付することをもって、本人確認を行うものとする。また、住民基本台帳法施行令第26条に規定する書面（以下「住所異動届」という。）、「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第8号）、「個人番号指定請求書」（様式第9号）及び「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」（個人番号通知書及び通知カードの手順に関する要綱（以下「個人番号通知書要綱」という。）様式第4号）とあわせてID入り個人番号カード交付申請書を請

求する場合は、当該届出書に請求する旨を記載することにより、第1号の記入を省略できるものとする。

- (1) 「ID入り個人番号カード交付申請書交付請求書」(様式第6号)
 - (2) 個人番号カード交付請求者の本人確認書類(第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は第11項の各号に掲げる書類のうち2点)
 - (3) 代理人(同一世帯員を除く)が請求する場合は、前号に代えて委任状等、代理権を証明する書類及び代理人の本人確認書類(第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は第11項の各号に掲げる書類のうち2点)
 - (4) 郵送で請求する場合は、返信用封筒。
- 3 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下、「交付申請者」という。)(個人番号カードの交付申請の日において1歳未満の者(以下「特定年齢未満申請者」という。)を除く)が、交付申請書に貼付する写真は、申請から6ヶ月以内に撮影した縦4.5センチメートル及び横3.5センチメートルの無帽、正面、無背景のものとする。
- 4 交付申請書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。なお、第2号に規定する窓口で交付申請書を提出する場合は、暗証番号設定依頼書をあわせて提出しなければならない。
- (1) J-LISへの郵送
 - (2) 市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口での受付
 - (3) 電子情報処理組織による申請(QRコード又は申請書IDを使用し、総務大臣が適当と認めるスマートフォンその他端末からJ-LISのホームページを通じて申請する方法、自動証明写真機から電気通信回線を通じて申請する方法等)
- 5 前項第2号に規定する窓口で申請する者のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、交付申請者本人が出頭のうえ、J-LISから個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出(以下「特急発行の申出」という。)をすることができる。ただし、いずれの場合においても、当該事由が発生後又は当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。なお、第2号から第9号までに該当する者が、特急発行の申出をすることができるのは、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、当該事由が発生した日から起算して30日とする。
- (1) 特定年齢未満申請者
 - (2) 国外から転入をした日以後最初に行う転入届をした者
 - (3) 住民基本台帳法第30条の46又は第30条の47の届出により住民基本台帳に記録された中長期在留者等
 - (4) 前3号を除き、初めて住民基本台帳に記録された者
 - (5) 第13条第1項に規定する個人番号カードの紛失を届出した者
 - (6) 住民票コード又は個人番号の変更により個人番号カードが失効した者

(7) 個人番号カードが焼失、損傷又は個人番号カードの機能が損なわれたことにより再交付を求める者

(8) 個人番号カードの追記欄が満欄により、券面記載事項の変更ができず、有効期間内に新たな個人番号カードの交付を求める者

(9) 刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者

6 市長は、第4項第2号に規定する窓口で申請時来庁方式による申請又は特急発行の申出があったときは、市長が適当と認める書類の提示を求め、交付申請者が本人であることを確認する。

7 前項に規定する市長が適当と認める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。なお、顔写真有の書類にあっては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証する。また、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。ただし、第1号及び第13号に掲げる書類は、有効期間内の交付、紛失・破損等に伴う再交付の場合に限り、交付申請者と第1号及び第13号に掲げる書類の顔写真の同一性が確認できれば、有効期間満了の日から6月を経過する日までは有効とみなす。くわえて、第2項第2号、同項第3号の規定又は法定代理人若しくは任意代理人が第17項から第19項第1号、第6条第6項、第7条第3項から第5項、第10条第3項から第5項第1号、第10条の2第3項、同条第4項、第10条の3第3項第1号、第11条第2項、第12条第3項から第5項、第12条の2第4項、第13条第8項、第13条の2第8項、第14条第3項から第5項、第14条の2第4項第1号、第15条第3項、第15条の2第3項、第16条第3項第1号又は第17条第3項第1号、同条第4項、第19条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第9項から第12項、同条第14項又は同条第17項の規定により第1号、第12号又は第13号の書類を提示する場合は、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することを認める。

(1) 個人番号カード（顔写真有のものに限る。）

(2) 運転免許証

(3) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）

(4) 旅券

(5) 身体障害者手帳

(6) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）

(7) 療育手帳

(8) 在留カード（顔写真有のものに限る。）

(9) 特別永住者証明書（顔写真有のものに限る。）

(10) 一時庇護許可書

- (11) 仮滞在許可書
 - (12) 特定在留カード（顔写真有のものに限る。）
 - (13) 特定特別永住者証明書（顔写真有のものに限る。）
- 8 市長は、前項に規定する書類の提示があったときは、次の各号に掲げる事項のうちいずれかの確認を行う。この場合において、半導体集積回路の破損等のやむを得ない場合を除き、前項第1号、第12号及び第13号に掲げる書類の場合は第1号の確認を行い、前項第2号、第8号及び第9号に掲げる書類の場合は第2号の確認を行う。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、第3号の措置をとること。
- (1) 当該書類に係る暗証番号の入力を求める。
 - (2) 当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された顔写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認する。
 - (3) 交付申請者又は交付申請者と同一世帯に属するものに係る住民票の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の申告を受ける。
- 9 市長は、前項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、第7項に規定する書類のうち、2点以上の書類を確認する。
- 10 市長は、第8項又は第9項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、次の各号に掲げる書類を確認する。
- (1) 第7項に規定する書類のうち1点
 - (2) 第7項に規定する書類の他、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて市長が適当と認める書類1点
- 11 前項第2号に規定する市長が適当と認める書類は、次の各号に掲げる書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。ただし、顔写真有の書類にあつては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証するものとする。なお、第21号、第26号、第27号又は第41号に掲げる住民名義の預金通帳については、書類の提示を受けることが困難であると認められる場合に限り、書類の提示に代えて当該書類に相当するアプリケーションに係る映像面の提示及び映像面の操作を求める措置をとることを認める。
- (1) 第7項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
 - (2) 個人番号カード（顔写真無のものに限る。）
 - (3) 電気工事士免状
 - (4) 無線従事者免許証
 - (5) 動力車操縦者運転免許証
 - (6) 運航管理者技能検定合格証明書
 - (7) 宅地建物取引士証
 - (8) 船員手帳
 - (9) 戦傷病者手帳

- (10) 海技免状
- (11) 教習資格認定証
- (12) 検定合格証
- (13) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- (14) 生活保護受給に係る証明書
- (15) 猟銃・空気銃所持許可証
- (16) 特種電気工事資格者認定証
- (17) 認定電気工事従事者認定証
- (18) 耐空検査員の証
- (19) 航空従事者技能証明書
- (20) 小型船舶操縦免許証
- (21) 資格確認書
- (22) 介護保険被保険者証
- (23) 年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む）
- (24) 各種年金証書
- (25) 恩給証書
- (26) 学生証
- (27) 法人が発行した身分証明書
- (28) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のものに限る。）
- (29) 在留カード（顔写真無のものに限る。）
- (30) 特別永住者証明書（顔写真無のものに限る。）
- (31) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- (32) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当などに係る受給者証
- (33) 母子健康手帳
- (34) 出生証明書
- (35) 出生届出済証明書
- (36) 交付申請者の入院中の病院長、又は入所中の施設長、若しくは在宅で保険医療サービス又は福祉サービスを提供する介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が、当該交付申請者の顔写真を証明した書類
- (37) 交付申請者の法定代理人（未成年者並びに成年被後見人の法定代理人及び登記事項証明書の代理行為目録その他資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）が、当該交付申請者の顔写真を証明した書類
- (38) 社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況

に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類

(39) 特定在留カード（顔写真無のものに限る。）

(40) 特定特別永住者証明書（顔写真無のものに限る。）

(41) 住民名義の預金通帳、豊中市立図書館の利用者カード、住民票コード通知票、医療機関の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、交通機関の定期券、成人識別ＩＣカードｔ a s p o、運転経歴証明書（平成２４年３月３１日までに交付されたもの）のうち１点

- 12 市長は、第７項から第１０項までに規定する措置をとることが困難であると認める場合は、次の各号に掲げる書類を確認する。ただし、通知カードの返納又は個人番号通知書の提示を受けた場合に限り、第２号の回答書は郵送又は配達によることなく、窓口で記載させることで確認できるものとする。また、第１７項に規定する法定代理人に交付する場合において、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、当該法定代理人に係る本人確認書類として第７項に掲げる書類を一以上提示する場合は、第２号の回答書の提示を省略することができる。

(１) 第７項の各号に掲げる書類のうち１点又は前項の各号に掲げる書類のうち２点

(２) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書（個人番号カード交付通知書兼照会書と兼ねることができる。なお、特急発行の申出があったときは、「【特急発行】個人番号カード交付・電子証明書発行照会回答書」（様式第２４号）を使用する。）

- 13 市長は、第７項から第１２項までに規定する措置をとることが困難であって、第８項第３号の措置をとるときは、次の各号に掲げる書類を確認する。ただし、第１号及び第２号の書類は交付申請者又は交付申請者と同一世帯に属する者に係る氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前３月以内であるものに限る。なお、第２号に掲げる検針票については、書類の提示を受けること困難であると認められる場合に限り、書類の提示に代えて当該書類に相当するアプリケーションに係る映像面の提示及び映像面の操作を求める措置をとることを認める。また、通知カードの返納又は個人番号通知書の提示を受けた場合に限り、第３号の書類は郵送又は配達によることなく、窓口で記載させることで確認できるものとする。

(１) 第１１項の各号に掲げる書類（第４１号に掲げる書類を除く）のうち１点

(２) 国税又は地方税の領収書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書・検針票のうち１点

(３) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書（個人番号カード交付通知書兼照会書と兼ねることができる。）

14 前項第2号に規定する社会保険料の領収証書は、次の各号に掲げる社会保険料とする。

- (1) 健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療制度による保険料
- (4) 介護保険の保険料
- (5) 労働保険料
- (6) 国民年金の保険料
- (7) 農業者年金の保険料
- (8) 厚生年金保険の保険料
- (9) 船員保険の保険料
- (10) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による掛金
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による掛金
- (12) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定により加入者として負担する掛金
- (13) 恩給法（大正12年法律第48号）第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

15 第5項第1号に該当する者であつて、その者に係る出生の届出と同時に交付申請書を提出する場合は、前9項の規定に関わらず、第11項第34号及び同項第35号に規定する書類等により本人であることを確認する。この場合に限り、本人が出頭することなく、代理人を通じて提出することができる。

16 第4項第2号に規定する窓口で交付申請書の提出があつたときは、「個人番号カード受付台帳」（様式第1号）に受付をした旨を記入する。

17 書類の提出を法定代理人により行う場合は、交付申請者を同行させ、次の各号に掲げる書類を提出することとする。ただし、特急発行の申出をする場合を除き、交付申請者を同行させることが困難な場合は、次の各号に掲げる書類に加えて、交付申請者が同行できない旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳等で、来庁が困難であると認められるもの。（中学生、小学生並びに未就学児及び成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに任意被後見人である場合を除く。））を提出することとする。

- (1) 法定代理人の第7項から第12項までに規定する書類（ただし書きの場合にあつては、第7項から第11項に規定する書類。）
- (2) 交付申請者の第7項から第14項までに規定する書類（ただし書きの場合にあつては、第19項第2号に準じる。なお、交付申請者が特定年齢未満申請者であるときは、同号に掲げる書類のうち、顔写真付の書類の提示は要しない。）
- (3) 戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類（本籍地が管内であるなど、市で法定代理人であることの確認ができる場合、15歳未満

の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できる場合又は15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯であることが住民票により確認でき、法定代理人から交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類の提出を受けた場合は、省略することができる。）

- 18 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、里親等（「里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者」をいう。）又は児童福祉施設職員を同行させ、次の各号に掲げる書類を提示することとする。ただし、特急発行の申出をする場合を除き、交付申請者を同行させることが困難な場合は、次の各号に掲げる書類に加えて、交付申請者が同行できない旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳等で、来庁が困難であると認められるもの。（中学生、小学生及び未就学児である場合を除く。））及び交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書を提出することとする。

- （1）里親等又は児童福祉施設職員の第7項から第12項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては、第7項から第11項に規定する書類。）
- （2）里親等又は児童福祉施設職員としての資格を証明する書類
- （3）交付申請者の第7項から第14項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては次項第2号に準じる。）
- （4）法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する書類（児童福祉施設職員の場合は、施設長の署名が入ったもの。）

- 19 特急発行の申出をする場合を除き、書類の提出を任意代理人により行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。

- （1）任意代理人の第7項から第11項までに規定する書類
- （2）交付申請者の第7項及び第11項の各号に掲げる書類のうち2点（第7項の各号に掲げる書類から1点以上）又は第11項の各号に掲げる書類のうち3点（顔写真付の書類（第11項第41号に掲げる書類を除く。）を1点以上）
- （3）委任状等、代理権を証明する書類（個人番号カード交付通知書兼照会書と兼ねることができる。）
- （4）交付申請者の同行が困難である旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、入所証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳、母子健康手帳、学生証等で来庁が困難であると認められるもの。）
- （5）暗証番号設定依頼書（封入・封緘又は隠ぺいシールを貼付したもの。）
- （6）交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書

20 個人番号カードを第4項第2号に規定する窓口において申請時来庁方式による申請若しくは特急発行の申出の際に、現に交付を受けている個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載がされていた場合又は交付申請者から個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載を求める旨の申請があった場合は、第10条の5又は第10条の6の規定を準用する。

(国外転出者に係る個人番号カードの申請等)

第2条の2 戸籍の附票に記録されている者が提出する政令第13条第1項に規定する交付申請書は、J-LISが定める「【国外転出者用】個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」とする。

2 前項の交付申請書及び暗証番号設定依頼書（代理人が提出する場合は、封筒に封入・封緘されたもの。）（以下「交付申請書等」という。）の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、本市を提出先とする場合は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に提出するものとする。なお、交付申請者の戸籍の附票を備える市町村（以下「附票管理市町村」という。）が他市町村である者の交付申請書等を本市で受付した場合、当該交付申請書等を当該交付申請者の附票管理市町村へ送付する。

(1) 交付申請者の附票管理市町村への来庁又は郵送

(2) 在外公館又は交付申請者の附票管理市町村以外の市町村への来庁又は郵送

(3) 電子情報処理組織による申請（J-LISのホームページを通じて申請する方法）

3 前項の申請を行う者が、15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人である場合、交付申請書等に加えて、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提出することとする。なお、15歳未満である交付申請者の附票管理市町村が本市である場合は、当該書類の提出を省略することができる。

4 本市が附票管理市町村である者の交付申請書等は、本市にて受付又は在外公館若しくは他市町村から本市へ郵送され次第、速やかに第2項第3号の方法によりJ-LISへ提出する。

5 市長は、附票管理市町村が本市である者の交付申請書等を受付したときは、「【国外転出者用】個人番号カード受付台帳」（様式第11号）に記入する。

6 交付申請書等を提出後、交付申請書に記載したカード受取希望場所に変更がある場合は、「【国外転出者用】個人番号カード受取場所変更申出書」（様式第12号）を、次の各号に掲げるいずれかの窓口に来庁又は郵送により提出するものとする。

(1) 当該交付申請者の附票管理市町村

(2) 交付申請書を提出した附票管理市町村以外の市町村、交付申請書を提出した在外公

館又は個人番号カードの引渡し希望場所として交付申請書に記載した若しくは変更後の引渡し希望場所である在外公館

(住所地としての申請受付)

第3条 DV等被害を受けている等のやむを得ない理由により住民登録地以外に居住している場合は、交付申請書及び個人番号カードを住所地に送付するよう申請することができる。

2 前項の届出は、第2条第4項第2号に規定する窓口又は市長が指定する場所へ本人が出頭して行うものとする。

3 市長は、第1項の届出を受け付けしたときは、次に掲げる書類を住所地市町村へ送付する。

(1) 第2条第6項から第18項までの規定により提示を受けた本人確認書類の写し

(2) 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書

(3) 返納を受けた住民基本台帳カード、通知カード又は個人番号カード(交付を受けている者に限る)

(4) 法第17条第5項の規定に基づく本人確認書類の提示に関する通知書

(5) 居所に居住していることを証する書類

(6) 交付申請書及び第2条第3項に規定する顔写真(特急発行の申出をした者に限る)

4 出生の届出と同時に第1項の届出をする場合は、前項の規定に関わらず、本人が出頭することなく、代理人を通じて提出ができるものとする。この場合において、次に掲げる書類を住所地市町村へ送付する。

(1) 出生届、出生証明書の写し

(2) 出生届出済証明書等により提示を受けた本人確認書類の写し

(3) 交付申請書(第1号に掲げる出生届が交付申請書及び暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書と統合された様式である場合を除く)

(4) 法第17条第5項の規定に基づく本人確認書類の提示に関する通知書

(他市町村で受付をした申請等)

第4条 市長は、他市町村から前条第3項及び同条第4項に規定する書類が届いたときは、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)に記入する。

(照会書送付)

第5条 市長は、第2条第4項第1号又は同項第3号に掲げる交付時来庁方式により個人番号カードの申請があったときは、J-LISから個人番号カード及び個人番号カード交付通知書兼照会書が市民課、庄内出張所又は新千里出張所に到着次第、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)に記入する。

- 2 市長は、J-L I Sより受領した個人番号カードの交付前設定を行い、交付申請者に個人番号カード交付通知書兼照会書を送付する。
- 3 個人番号カード交付通知書兼照会書の送付は、交付申請者の住所への転送不要郵便又は市職員による配達によるものとする。ただし、DV等被害を受けている等のやむを得ない理由により居所情報登録申請をした者については、申請のあった居所地へ送付するものとする。

(国外転出者に係る個人番号カードの引渡し)

- 第5条の2 市長は、第2条の2第1項に掲げる方法により個人番号カードの申請があったときは、J-L I S又は他市町村から個人番号カードが市民課に到着次第、「【国外転出者用】個人番号カード受付台帳」(様式第11号)に記入し、交付前設定を行う。
- 2 市長は、第2条の2第1項の申請を行った者が、本市で個人番号カードの引渡しを希望する場合は、前項に掲げる処理が完了次第、交付申請者に引渡しを行う旨を電子メールにより通知する。
 - 3 市長は、第2条の2第1項の申請を行った者が、他市町村又は在外公館での個人番号カードの引渡しを希望する場合は、第1項に掲げる処理及び暗証番号の設定が完了次第、引渡し希望場所へ個人番号カードを簡易書留郵便で送付する。ただし、暗証番号設定依頼書に暗証番号の設定を希望しない旨の記載がある場合は、第7条第6項に規定する処理を行うものとする。なお、引渡し希望場所が在外公館である場合は、外務本省を経由して引渡しを行う。また、第2条の2第2項第3号に掲げる方法で、ローマ字氏名又は生年月日の西暦表記の記載を求める旨の申請があった場合は、第10条の8又は第10条の9の規定を準用する。
 - 4 市長は、前項の規定により、引渡し希望場所へ個人番号カードの送付を行ったときは、「【国外転出者用】個人番号カード受付台帳」(様式第11号)にカード送付日を記入する。

(個人番号カードの送付)

- 第6条 第2条第4項第2号に規定する窓口又は第3条第1項の規定により住所地以外の市町村にて申請時来庁方式により個人番号カードの申請があったときは、J-L I Sから郵送された個人番号カード及び個人番号カード交付通知書兼照会書が市民課、庄内出張所又は新千里出張所に到着次第、交付処理及び暗証番号の設定を行い、個人番号カードを交付申請者に対し、本人限定受取郵便により転送不要郵便で送付する。ただし、交付申請者が確実に届く旨の申出書を提出した場合に限り、簡易書留郵便により転送不要郵便で送付することができる。
- 2 市長は、前項の規定により、個人番号カードの送付を行ったときは、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)にカード送付日を記入する。

- 3 市長は、第1項又は特急発行の申出により送付した個人番号カードを申請者が受領することなく市に返戻された場合は、速やかに返戻の事実を申請者に通知し、当該個人番号カードを受け取りに来庁するよう案内する。
- 4 市長は、第1項又は特急発行の申出により送付した個人番号カードが市に返戻されたものを、申請者が受け取りに来庁した場合、申請者の本人確認書類（第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第11項の各号に掲げる書類のうち2点）を確認して当該個人番号カードを交付する。
- 5 第2条第4項第2号に規定する窓口において申請時来庁方式による申請若しくは特急発行の申出又は第3条第1項の規定により住所地以外の市町村にて特急発行の申出により個人番号カードを申請し、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、J-LISから個人番号カードが到着後、市での処理が完了次第、交付申請者に対し、速達の簡易書留郵便により転送不要郵便で送付する。
 - (1) 顔認証マイナンバーカードを希望するとき（特定年齢未満申請者を除く）
 - (2) 現に交付を受けている個人番号カードにローマ字氏名、生年月日の西暦表記の記載があるとき
 - (3) 新たに交付を受ける個人番号カードにローマ字氏名、生年月日の西暦表記の記載を希望するとき
 - (4) 代替文字の設定が必要なとき
 - (5) 特急発行の申出の際、やむを得ない理由により市での受け取りを希望するとき

（個人番号カードの交付）

- 第7条 第2条第4項第1号又は同項第3号に掲げる交付時来庁方式で申請された個人番号カードを交付申請者に交付するときは、第2条第6項から第14項までの規定を準用する。なお、個人番号カードの有効期間内の交付を受ける者においては、省令第28条第2項の規定により、現に交付を受けている個人番号カードを返納するものとする。
- 2 前項において準用する第2条第6項から第14項までの規定により本人であることを確認し、個人番号カードを交付する場合は、個人番号カードの暗証番号を交付申請者自ら設定する。
 - 3 交付申請者の法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、第2条第17項の規定を準用する。この場合において、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号（以下「個人番号カードの暗証番号」という。）は、法定代理人が設定する。
 - 4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適当又は困難である場合は、第2条第18項の規定を準用する。この場合において、個人番号カードの暗証番号は、里親等又は児童福祉施設職員が設定する。

- 5 交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付する場合は、第2条第19項の規定を準用する。この場合において、個人番号カードの暗証番号は、同項第5号に記載されたものを市職員が設定する。
- 6 交付申請者（特定年齢未満申請者を除く）が暗証番号の設定を希望しない場合は、交付申請者又はその法定代理人にいずれの暗証番号も設定しない旨が記載された回答書等又は「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」（様式第10号）を提出させ、市職員が暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態としたうえで、個人番号カードの追記欄に記載年月日および「顔認証」と明記してこれに職印を押して返還するものとする。なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。
- 7 市長は、第2項から第5項の規定により暗証番号を設定又は前項に掲げる処理を行った個人番号カードは、「個人番号カード受領書」（様式第2号）と引き換えに交付する。
- 8 市長は、個人番号カードの交付を行ったときは、「個人番号カード受付台帳」（様式第1号）にカード交付日を記入する。
- 9 個人番号カードの交付により、通知カードの返納を受けたとき又は個人番号カードの再交付により個人番号カードの返納を受けたときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録する。
- 10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第2項の規定により、住民基本台帳カードの返納を受け付けるときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録する。
- 11 市長は、第13条第10項の規定により紛失届を永年保存している者の個人番号カードの交付又は再交付を行ったときは、当該紛失届及び同条第9項に規定する記録簿に、交付日又は再交付日を記入する。
- 12 個人番号カードの交付時において、現に交付を受けている個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載がされていた場合又は個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載を求める旨の申請があった場合は、第10条の5又は第10条の6の規定を準用する。

（国外転出者に係る個人番号カードの交付）

- 第7条の2 第2条の2第1項に掲げる方法で個人番号カードを申請し、本市を引渡し希望場所とする場合は、市長が適当と認める書類の提示を求め、交付申請者が本人であることを確認する。なお、個人番号カードの有効期間内の再交付を受ける者においては、省令第28条第2項の規定により、現に交付を受けている個人番号カードを返納するものとする。
- 2 前項に規定する市長が適当と認める書類（有効期間内のものに限る。）は、次の各号

に掲げる書類とし、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証する。ただし、第1号に掲げる書類は、新たに個人番号カードの交付を受ける場合に限り、交付申請者と第1号に掲げる書類の顔写真の同一性が確認できれば、有効期間満了の日から6月を経過する日までは有効とみなす。なお、第7項の規定により第1号の書類を提示する場合は、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することを認める。

(1) 個人番号カード（顔写真有のものに限る。）

(2) 旅券

3 市長は、前項に規定する書類の提示があったときは、次の各号に掲げる事項のうちいずれかの確認を行う。この場合において、半導体集積回路の破損等のやむを得ない場合を除き、前項第1号に掲げる書類の場合は第1号又は第2号の確認を行う。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、第3号の措置をとること。なお、前項第2号に掲げる書類の場合は、第3号の確認を行う。

(1) 当該書類に係る暗証番号の入力を求める。

(2) 当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された顔写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認する。

(3) 交付申請者又は交付申請者と同一の戸籍の附票に記載されている者に係る戸籍の附票の記載事項の申告を受ける。

4 市長は、前項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、第2項に掲げる書類を確認する。

5 市長は、第3項又は第4項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、次の各号に掲げる書類を確認する。

(1) 第2項第2号の書類

(2) 第2条第7項第1号から第7号に掲げる書類のうち1点（第4号に掲げる書類を除く）又は同条第11項に掲げる書類のうち1点（同項第29号及び第30号、第36号及び第38号から第41号に掲げる書類を除く）

6 第2項から第5項の規定により本人であることを確認し、附票管理市町村が本市である交付申請者は、個人番号カードの暗証番号を自ら設定する。

7 第1項に規定する交付申請者が15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人である場合は、第2条の2第1項の規定により提出した交付申請書に記載の法定代理人が同行し、交付申請者及び法定代理人の第2項から第5項までに規定する書類を提示することとする。なお、附票管理市町村が本市である交付申請者の個人番号カードの暗証番号は、法定代理人が設定する。

8 市長は、交付申請者が暗証番号の設定を希望しない場合は、第7条第6項に規定する処理を行うものとする。

- 9 第6項、第7項の規定により暗証番号を設定若しくは前項の処理を行った個人番号カード又は附票管理市町村が他市町村である者の個人番号カードは、「個人番号カード受領書」（様式第2号）と引き換えに交付する。
- 10 市長は、前項の規定により個人番号カードの交付を行ったときは、「【国外転出者用】個人番号カード受付台帳」（様式第11号）にカード交付日を記入する。
- 11 個人番号カードの再交付により個人番号カードの返納を受けたときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録する。
- 12 市長は、第13条の2第10項の規定により紛失届を永年保存している者の個人番号カードの交付又は再交付を行ったときは、当該紛失届及び同条第9項に規定する記録簿に、交付日又は再交付日を記入する。
- 13 市長は、附票管理市町村が他市町村である者の個人番号カードを引渡した場合は、附票管理市町村へ交付した旨を通知する。
- 14 個人番号カードの交付時において、現に交付を受けている個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載がされていた場合又は個人番号カードにローマ字氏名若しくは生年月日の西暦表記の記載を求める旨の申請があった場合は、第10条の8又は第10条の9の規定を準用する。

（個人番号カードの交付取りやめ）

- 第8条 第2条第4項に掲げる方法で個人番号カードの交付申請を行った者が、当該個人番号カードの交付を受ける前（個人番号カードの運用状況が運用中になる前）に交付の取りやめを希望する場合は、交付申請者又はその代理人が「個人番号カード交付取りやめ申出書」（様式第7号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所に提出又は郵送により届け出ることとする。
- 2 前項の届出は、電話でも申出を受付することができる。この場合、氏名、住所、生年月日の聞き取りを行い、交付申請者の情報と相違ないことを確認し、「個人番号カード交付取りやめ申出書」（様式第7号）を市職員が記入する。
 - 3 第2条第2項の請求に伴い第1項の申請をする場合は、同項の申出書に代えて「ID入り個人番号カード交付申請書 交付請求書」（様式第6号）により、交付申請を取りやめする。
 - 4 第14条第1項の届出に伴い第1項の申請をする場合は、同項の申出書に代えて「個人番号カード一時停止解除届 電子証明書新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第5号）により、交付申請を取りやめする。

（国外転出者に係る個人番号カードの交付取りやめ）

- 第8条の2 第2条の2第1項に掲げる方法で個人番号カードの交付申請を行った者が、

当該個人番号カードの交付を受ける前に交付の取りやめを希望する場合は、交付申請者又はその代理人が「【国外転出者用】個人番号カード交付取りやめ申出書」（様式第 15 号）を、次の各号に掲げるいずれかの窓口に来庁又は郵送により届け出ることとする。ただし、本市を提出先とする場合は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に提出するものとする。

(1) 当該交付申請者の附票管理市町村

(2) 交付申請書を提出した又は個人番号カードの引渡し希望場所として交付申請書に記載した在外公館又は交付申請者の附票管理市町村以外の市町村

2 前項の届出は、本市が附票管理市町村である者に限り電話による申出も受付することができる。この場合、氏名、本籍地、国外の住所、生年月日の聞き取りを行い、交付申請者の情報と相違ないことを確認し、「【国外転出者用】個人番号カード交付取りやめ申出書」（様式第 15 号）を市職員が記入する。

3 市長は、第 1 項の届出を行った者の附票管理市町村が他市町村である場合、当該申出書を附票管理市町村へ送付する。

(未交付の個人番号カードの廃棄)

第 9 条 市長は、第 2 条第 4 項第 1 号又は同項第 3 号に掲げる交付時来庁方式で申請された個人番号カードの交付通知書を発送してから 6 ヶ月以上来庁がない場合は、廃棄年月日を明示した督促を送付する。督促を送付した日から 90 日間を経過しても申請者が個人番号カードを受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとみなし、廃棄年月日経過後速やかに廃棄処理を行う。

2 第 6 条第 3 項の規定により通知を送付した日から 6 ヶ月以上来庁がない場合は、前項後段の規定を準用する。

(国外転出者に係る未交付の個人番号カードの廃棄)

第 9 条の 2 市長は、第 2 条の 2 第 1 項に掲げる方法で申請された個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールにより通知してから 6 ヶ月以上来庁がない場合は、廃棄年月日を明示した督促を送付する。最後の督促を送付した日から 90 日間を経過しても申請者が個人番号カードを受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとみなし、廃棄年月日経過後速やかに廃棄処理を行う。なお、附票管理市町村が他市町村である場合は、廃棄処理を行う旨を当該附票管理市町村へ事前に連絡するものとする。

(個人番号カードの券面記載事項の変更)

第 10 条 住民基本台帳に記録されている者の法第 17 条第 8 項の届出は、「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」（様式第 8 号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所

へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。ただし、当該変更に係る転入、転居、旧氏、通称又は戸籍等の届出を、個人番号カードを添えて行ったときは、当該届出書に個人番号カードの券面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第8号）の提出に代えることができる。

2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。

3 第1項の届出を当該個人番号カードの交付を受けている者の法定代理人が行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示させることとする。

(1) 法定代理人の第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は同条第11項第1号から第33号の各号に掲げる書類のうち1点

(2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード

(3) 第2条第17項第3号に掲げる書類

4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、里親等又は児童福祉施設職員に出頭させ、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。

(1) 里親等又は児童福祉施設職員の第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は同条第11項第1号から第33号の各号に掲げる書類のうち1点

(2) 里親等又は児童福祉施設職員としての資格を証明する書類

(3) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード

(4) 法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する書類（児童福祉施設職員の場合は、施設長の署名が入ったもの）

5 第1項の届出を任意代理人が行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。なお、第3号及び第4号に掲げる書類は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（様式第28号）とする。ただし、当該個人番号カードの交付を受けている者と同一の世帯に属する者が行う場合は、当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を入力させることにより、第3号から第5号の提出を省略できるものとする。

(1) 任意代理人の第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は同条第11項第1号から第33号に掲げる書類のうち1点

(2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード

(3) 委任状等代理権を証明する書類（次号の文書と書式を統合できる）

(4) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書

(5) 当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション

ンに関する暗証番号を記載した書類（当該個人番号カードの交付を受けている者又は法定代理人が記載し、封入・封緘又は隠ぺいシールを貼付したもの）

- 6 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に当該届出による変更の内容を記載し、職印を押して返還するものとする。
- 7 個人番号カードの内部記録事項は、届出人に当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を求め、変更するものとする。ただし、第5項本文の場合は、同項第5号の暗証番号を市職員が入力することにより内部記録事項を変更する。なお、追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カードの内部事項を変更する際は、市職員が新たに住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定し、当該暗証番号の入力を経て内部記録事項を変更し、再び暗証番号をロックした状態とする。ただし書きの場合においては、代理人に署名又は記名押印のある委任状を提出させるものとする。

（国外に転出する者の個人番号カードの継続利用）

- 第10条の2 個人番号カードの交付を受けている者が、住民基本台帳法第24条に規定する転出届のうち、国外転出届をする場合には、「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請書兼電子証明書新規発行／失効申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第17号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口へ個人番号カードを添えて提出するものとする。
- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
 - 3 第1項の届出を法定代理人が行うときは、前条第3項の規定を準用する。
 - 4 第1項の届出を任意代理人が行うときは、前条第5項の規定を準用する。この場合において、同項第3号及び第4号に掲げる書類は、「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請及び電子証明書新規発行／失効申請照会書兼回答書」（様式第23号）とする。
 - 5 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に国外転出者である旨及び当該届出に記載されている国外へ転出する予定日を記載し、職印を押して返還するものとする。
 - 6 個人番号カードの内部記録事項は、届出人に当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を求め、変更するものとする。ただし、第4項において準用する前条第5項本文の場合は、暗証番号を市職員が入力することにより内部記録事項を変更する。なお、追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの内部記録事項を変更する際は、前条第7項の規定を準用する。

(国外転出者に係る個人番号カードの券面記載事項の変更)

第10条の3 戸籍の附票に記録されている者の法第17条第8項の届出は、「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行／失効申請書」(様式第16号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。なお、在外公館で届け出る場合は、券面記載事項の変更は行わず、第2条の2第1項の交付申請書等を提出し、個人番号カードの再交付を受けるものとする。

- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 3 第1項の届出を法定代理人又は配偶者が行うときは、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。なお、個人番号カードの交付を受けている者が、15歳未満の者又は届出人の配偶者である場合、市の公簿により届出人が親権者又は配偶者であることを確認する。
 - (1) 届出人の第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は同条第11項第1号から第33号の各号に掲げる書類のうち1点
 - (2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード
 - (3) 法定代理人が成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人である場合、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類
- 4 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に当該届出による変更の内容を記載し、職印を押して返還するものとする。
- 5 個人番号カードの内部記録事項は、届出人に当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を求め、変更するものとする。なお、追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの内部記録事項を変更する際は、第10条第7項の規定を準用する。

(個人番号カードへの氏名の振り仮名記載等)

第10条の4 住民基本台帳に記録されている者が、個人番号カードに氏名の振り仮名(住民基本台帳に旧氏記載がある者については、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名。以下同じ。(国外転出者を除く。))の記載等を求めるときは、「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第8号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 3 第1項の届出を法定代理人が行うときは、第10条第3項の規定を準用する。

- 4 第1項の届出を里親等又は児童福祉施設職員が行うときは、第10条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項の届出を任意代理人が行うときは、第10条第5項の規定を準用する。
- 6 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に氏名の振り仮名を記載等し、職印を押して返還するものとする。
- 7 個人番号カードの内部記録事項の変更を行うときは、第10条第7項の規定を準用する。
- 8 次の各号に掲げる届出とあわせて氏名の振り仮名を記載するときは、当該届出書に個人番号カードの券面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより、第1項の申請書の提出に代えることができる。
 - (1) 住所異動届、戸籍等の届出
 - (2) 第10条の2第1項に規定する「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請書兼電子証明書新規発行／失効申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第17号)
 - (3) 第14条第1項に規定する「個人番号カード一時停止解除届 電子証明書新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第5号)
 - (4) 電子証明書の発行申請等の受付に関する要綱(以下「電子証明書の要綱」という。)第2条第1項及び第4条第1項に規定する「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(電子証明書要綱様式第1号)

(個人番号カードへのローマ字氏名の記載等)

第10条の5 住民基本台帳に記録されている者が、個人番号カードにローマ字氏名の記載等を求めるときは、「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第8号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に提出することとする。

2 前項の届出を本人が行うときは、次の各号に掲げる書類を提示することとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券

3 市長は、前項に規定する書類の提示があったときは、次の各号に掲げる方法により、申請されたローマ字氏名の表記の確認を行う。この場合において、前項第2号の書類の提示が困難である場合は、第2号の確認を行う。なお、第2号の確認を行う場合であって、ヘボン式によらないローマ字氏名の記載を希望する場合は、第3号の確認を行うものとする。

- (1) 申請されたローマ字氏名が、前項第2号の書類に記載されている氏名及び呼称に係る

ローマ字表記と同一の綴りであること

(2) 申請されたローマ字氏名が、ヘボン式による綴りであること

(3) 申請されたローマ字氏名の表記が、当該申請者の住民票に記載されている氏名の振り仮名から明らかに読めない記載でないこと

4 第1項の届出を本人が行うときは、第2項第1号の書類により本人であることを確認する。

5 第1項の届出を法定代理人が行うときは、第10条第3項の規定を準用する。

6 第1項の届出を里親等又は児童福祉施設職員が行うときは、第10条第4項の規定を準用する。

7 第1項の届出を任意代理人が行うときは、第10条第5項の規定を準用する。

8 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄にローマ字氏名を記載等し、職印を押して返還するものとする。

9 個人番号カードの内部記録事項の変更を行うときは、第10条第7項の規定を準用する。

10 個人番号カード交付時にローマ字氏名の記載を行うときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録することにより、第1項に規定する申請書の記入を省略することができる。

(個人番号カードへの生年月日の西暦表記の記載等)

第10条の6 住民基本台帳に記録されている者が、個人番号カードに生年月日の西暦表記の記載を求めるときは、「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第8号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。

3 第1項の届出を法定代理人が行うときは、第10条第3項の規定を準用する。

4 第1項の届出を里親等又は児童福祉施設職員が行うときは、第10条第4項の規定を準用する。

5 第1項の届出を任意代理人が行うときは、第10条第5項の規定を準用する。

6 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に生年月日の西暦表記を記載し、職印を押して返還するものとする。

7 個人番号カード交付時に、生年月日の西暦表記の記載を行うときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録することにより、第1項に規定する申請書の記入を省略することができる。

(国外転出者に係る個人番号カードへの氏名の振り仮名記載等)

第10条の7 戸籍の附票に記録されている者が、個人番号カードに氏名の振り仮名の記載等を求めるときは、「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行／失効申請書」(様式第16号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。

3 第1項の届出を法定代理人又は配偶者が行うときは、第10条の3第3項の規定を準用する。

4 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に氏名の振り仮名を記載等し、職印を押して返還するものとする。

5 個人番号カードの内部記録事項の変更を行うときは、第10条の3第5項の規定を準用する。

(国外転出者に係る個人番号カードへのローマ字氏名の記載等)

第10条の8 戸籍の附票に記録されている者が、個人番号カードにローマ字氏名の記載等を求めるときは、「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行／失効申請書」(様式第16号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に提出することとする。

2 前項の届出を本人が行うときは、次の各号に掲げる書類を提示することとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

3 市長は、前項に規定する書類の提示があったときは、第10条の5第3項の規定を準用する。

4 第1項の届出を本人が行うときは、第2項第1号の書類により本人であることを確認する。

5 第1項の届出を法定代理人又は配偶者が行うときは、第10条の3第3項の規定を準用する。

6 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄にローマ字氏名を記載等し、職印を押して返還するものとする。

7 個人番号カードの内部記録事項の変更を行うときは、第10条の3第5項の規定を準用する。

8 個人番号カード交付時にローマ字氏名の記載を行うときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録することにより、第1項に規定する申請書の記入を省略することができる。

(国外転出者に係る個人番号カードへの生年月日の西暦表記の記載等)

第10条の9 戸籍の附票に記録されている者が、個人番号カードに生年月日の西暦表記の記載を求めるときは、「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行／失効申請書」(様式第16号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 3 第1項の届出を法定代理人又は配偶者が行うときは、第10条の3第3項の規定を準用する。
- 4 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に生年月日の西暦表記を記載し、職印を押して返還するものとする。
- 5 個人番号カード交付時に、生年月日の西暦表記の記載を行うときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録することにより、第1項に規定する申請書の記入を省略することができる。

(個人番号カードの在留期間更新に伴う有効期間変更)

第11条 省令第27条第2項の届出は、「個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第3号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出は、第10条第2項から第7項までの規定を準用する。
- 3 前項において準用する第10条第5項第3号及び第4号に掲げる書類は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」(様式第28号)とする。
- 4 在留期間更新手続き中の場合は、前3項の規定を準用し、当該個人番号カードの有効期間の満了日から最長2ヶ月延長することができる。

(個人番号カードの暗証番号の変更再設定)

第12条 住民基本台帳に記録されている者が、個人番号カードの暗証番号を変更又は再設定しようとするときは、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(電子証明書要綱様式第1号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行う。

- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項に規定された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 3 前項の届出を法定代理人により行うときは、第10条第3項の規定を準用する。

- 4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適当又は困難である場合は、第10条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項の届出を任意代理人により行うときは、第10条第5項本文の規定を準用する。この場合において、同項第3号及び第4号に掲げる書類は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（様式第28号）とする。なお、暗証番号を変更する場合にあっては、第10条第5項第5号に掲げる書類に旧の暗証番号も記載しなければならない。
- 6 第2項から第4項の規定により、本人、法定代理人又は里親等若しくは児童福祉施設職員から届出があったときは、当該届出人自ら、個人番号カードの暗証番号を変更又は再設定する。なお、暗証番号を変更する場合にあっては、旧の個人番号カードの暗証番号も入力しなければならない。
- 7 第5項の規定により、任意代理人から届出があったときは、市職員が個人番号カードの暗証番号を変更又は再設定する。

（国外転出者に係る個人番号カードの暗証番号の変更再設定）

- 第12条の2 戸籍の附票に記録されている者が、個人番号カードの暗証番号を変更又は再設定しようとするときは、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】個人番号カード／電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」（様式第13号）を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所の窓口又は在外公館に提出することにより行うものとする。ただし、在外公館に届け出る場合は、再設定の申請のみ可能とする。
- 2 前項の届出を行った後、当該届出書に記載したカード受取希望場所に変更がある場合は、「【国外転出者用】個人番号カード受取場所変更申出書」（様式第12号）を提出するものとする。
 - 3 第1項の届出を本人が行うときは、第1項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
 - 4 第1項の届出を法定代理人又は配偶者が行うときは、第10条の3第3項の規定を準用する。
 - 5 第3項又は第4項の規定により、本人、法定代理人又は配偶者から届出があったときは、届出人自ら個人番号カードの暗証番号を変更又は再設定する。なお、変更する場合にあっては、旧の個人番号カードの暗証番号も入力しなければならない。
 - 6 第1項の規定により在外公館に提出された当該届出書及び個人番号カードが、外務本省を経由し本市へ送付されたときは、市職員が、暗証番号設定依頼書に記載された個人番号カードの暗証番号を設定する。このとき、在外公館で提出された申請書をもとに「【国外転出者用】個人番号カード／電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」（様式第13号）を市職員が記入する。
 - 7 市長は、前項の処理を行った個人番号カードを、外務本省を経由し、指定の在外公館

へ送付する。

- 8 市長は、前項の規定により個人番号カードの送付を受けた在外公館が、本人へ当該個人番号カードを返還する旨を通知後、最後の督促を送付した日から90日間を経過してもなお受け取りに來なかつた場合、在外公館より外務本省を経由し連絡を受けたときは、当該個人番号カードを失効させる。

(個人番号カードの紛失)

第13条 住民基本台帳に記録されている者の法第17条第9項の規定による届出は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への来庁又は電話によるものとし、来庁による届出のときは「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(個人番号通知書要綱様式第4号)により行う。

- 2 前項に規定する届出を電話により受付するときは、氏名、住所、生年月日の聞き取りを行い、個人番号カードの交付を受けている者の情報と相違ないことを確認し、「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(個人番号通知書要綱様式第4号)を市職員が記入する。
- 3 個人番号カードの再交付を受けようとする者は、第2条第4項第2号に規定する窓口、第3条第1項の規定により住所地以外の市町村にて申請時来庁方式による申請若しくは特急発行の申出又は第7条に規定する交付の際に、第1項に規定する紛失届を提出するものとする。
- 4 前項の規定により紛失届を提出する場合は、省令第28条第3項の規定により、自宅内紛失を除き、遺失届の受理番号等紛失又は焼失したことを証する書類をあわせて提出する。なお、当該書類の提出が困難な場合は、その旨を当該紛失届に記載すること。
- 5 個人番号カードの紛失に係る当該個人番号カードの利用の一時停止は、J-LISへの電話により申請する。
- 6 市長は第1項の届出があつたときは、個人番号カードの交付を受けている者の氏名、生年月日、男女の別及び住所の申告を求め、住民基本台帳と照合し、本人であることを確認する。
- 7 第1項の届出を代理人が行う場合、市長は第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第11項の各号に掲げる書類のうち2点の提示及び委任状等代理権を証明する書類を提出させることにより、代理人が本人であること及び代理権の確認を行う。
- 8 市長は、第1項の届出があつたときは、「個人番号カード紛失届記録簿」(様式第26号)に記録する。
- 9 「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(個人番号通知書要綱様式第4号)は、第14条第1項又は第15条第1項の届出、第16条第1項の届出又は個人番号カードの交付、再交付がされるまでは永年保存とする。

(国外転出者に係る個人番号カードの紛失)

- 第13条の2 戸籍の附票に記録されている者の法第17条第9項の規定による届出は、市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所の窓口又は在外公館に「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」(様式第18号)を提出することにより行うものとする。
- 2 前項の届出は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所のみ電話による申出も受付することができる。この場合、氏名、本籍地、国外の住所、生年月日の聞き取りを行い、個人番号カードの交付を受けている者の情報と相違ないことを確認し、「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」(様式第18号)を市職員が記入する。
- 3 個人番号カードの再交付を受けようとする者は、第2条の2第1項に規定する申請又は第7条の2に規定する交付の際に、第1項に規定する紛失届を提出するものとする。
- 4 前項の規定により紛失届を提出する場合は、前条第4項の規定を準用する。なお、紛失届とあわせて提出した遺失届の受理番号等紛失又は焼失したことを証する書類が外国語で記載されているときは、和訳を付したものを添えること。
- 5 個人番号カードの紛失により、当該個人番号カードを廃止する届出は、「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」(様式第18号)を提出することにより行うものとする。
- 6 個人番号カードの紛失に係る当該個人番号カードの利用の一時停止は、J-LISへの電話により申請する。
- 7 市長は、第1項又は第5項の届出があったときは、個人番号カードの交付を受けている者の氏名、生年月日、男女の別及び本籍地の申告を求め、戸籍の附票の記載事項と照合し、本人であることを確認する。
- 8 第1項又は第5項の届出を代理人が行うときは、前条第8項の規定を準用する。
- 9 市長は、第1項の届出があったときは、「個人番号カード紛失届記録簿」(様式第26号)に記録する。
- 10 「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」(様式第18号)は、第14条の2第1項、第15条の2第1項又は個人番号カードの交付、再交付がされるまでは永年保存とする。
- 11 第1項又は第5項に規定する届出が在外公館で提出され、外務本省を経由し本市へ送付されたときは、前4項の規定を準用する。このとき、在外公館で提出された申請書をもとに「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」(様式第18号)を市職員が記入する。

(個人番号カードを発見した旨の届出)

- 第14条 住民基本台帳に記録されている者の省令第30条の規定による届出は、「個人番号カード一時停止解除届 電子証明書新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(様式第5号)を市民課、庄内出張所又は新

千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 3 第1項の届出を法定代理人により行うときは、第2条第17項の規定を準用する。
- 4 第1項の届出を里親等又は児童福祉施設職員により行うときは、第2条第18項の規定を準用する。
- 5 第1項の届出を任意代理人により行うときは、第2条第19項の規定を準用する。この場合において、同項第5号及び第6号に掲げる書類は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（様式第28号）とする。
- 6 市長は、第1項に規定する届出があったときは、当該個人番号カードの運用状況を一時停止から運用中に戻し、電子証明書要綱第5条第2項の処理を行うこととする。

（国外転出者に係る個人番号カードを発見した旨の届出）

第14条の2 戸籍の附票に記録されている者の省令第30条の規定による届出は、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】個人番号カード一時停止解除届兼電子証明書新規発行／失効申請書」（様式第14号）を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所の窓口又は在外公館に提出することにより行うものとする。なお、在外公館で届け出る場合にあっては、第12条の2第1項に規定する申請書をあわせて提出する。

- 2 前項の届出を行った後、当該届出書に記載したカード受取希望場所に変更がある場合は、「【国外転出者用】個人番号カード受取場所変更申出書」（様式第12号）を提出するものとする。
- 3 第1項の届出を本人が行うときは、第1項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
- 4 第1項に規定する届出を法定代理人が行うときは、次の各号に掲げる書類を提示させることとする。なお、個人番号カードの交付を受けている者が15歳未満の者である場合、市の公簿により届出人が親権者であることを確認する。
 - （1）法定代理人の第2条第7項の各号に掲げる書類のうち1点
 - （2）個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード
 - （3）法定代理人が成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人である場合、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類
- 5 市長は、第1項に規定する届出があったときは、当該個人番号カードの運用状況を一時停止から運用中に戻し、電子証明書要綱第5条第3項の処理を行う。また、在外公館で提出した場合にあっては、第12条の2第6項の規定を準用する。このとき、在外公館で提出された申請書をもとに「【国外転出者用】個人番号カード一時停止解除届兼電子証明書新規発行／失効申請書」（様式第14号）及び「【国外転出者用】個人番号カード／電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」（様式第13号）を市職員が記入する。

- 6 市長は、前項の処理を行った個人番号カードを、外務本省を経由し、指定の在外公館へ送付する。
- 7 市長は、前項の規定により個人番号カードの送付を受けた在外公館が、当該個人番号カードを返還する旨を通知後、最後の督促を送付した日から90日間を経過してもなお受け取りに來なかつた場合、在外公館より外務本省を経由し連絡を受けたときは、当該個人番号カードを失効させる。

(個人番号カードの返納)

- 第15条 住民基本台帳に記録されている者の政令第15条第2項から第4項に規定する書面は、「通知カード個人番号カード返納届」(個人番号通知書要綱様式第6号)に、個人番号カードを添えて行うものとする。ただし、他の届出と併せて個人番号カードの返納があつたときは、当該届出書に返納する旨を記載することにより、当該返納届に代えることができる。
- 2 前項の規定により個人番号カードを返納する場合は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への持参又は郵送により行うものとする。郵送による場合においては、前項に規定する届出と同様の内容が記載された書面により行うことができる。
 - 3 政令第15条第4項の規定による自主返納を任意代理人により行うときは、第16条第3項の規定を準用する。
 - 4 市長は、第1項の規定により個人番号カードの返納を受けたときは、当該個人番号カードの運用状況を廃止及び回収とした後、速やかに裁断し、廃棄するものとする。ただし、半導体集積回路の機能が損なわれた個人番号カードが返納された場合にあっては、必要に応じて障害が生じた原因を調査したうえで裁断し、廃棄するものとする。
 - 5 市長は、第1項の届出を受けたときは、「個人番号カード返納届記録簿」(様式第27号)に記録する。

(国外転出者に係る個人番号カードの返納)

- 第15条の2 戸籍の附票に記録されている者の政令第15条第2項から第4項の規定による返納は、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】個人番号カード返納届」(様式第19号)を提出することにより行うものとする。ただし、他の届出と併せて個人番号カードの返納があつたときは、当該届出書に返納する旨を記載することにより、当該返納届に代えることができる。
- 2 前項の規定により個人番号カードを返納する場合は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口を持参若しくは郵送又は在外公館に持参することにより行うものとする。郵送による場合においては、前項に規定する届出と同様の内容が記載された書面により行うことができる。
 - 3 政令第15条第4項の規定による自主返納を任意代理人により行うときは、第16条

第3項の規定を準用する。

- 4 市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口において、第1項に規定する個人番号カードの返納を受けたときは、第15条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項に規定する返納届が、在外公館より外務本省を経由して本市へ届いたときは、当該個人番号カードの運用状況を、当該返納届の届出日に遡及して廃止及び回収とした後、速やかに裁断し、廃棄するものとする。
- 6 市長は、第1項の届出を受けたときは、「個人番号カード返納届記録簿」(様式第27号)に記録する。

(個人番号の変更)

- 第16条 住民基本台帳に記録されている者が、法第7条第2項の規定により、個人番号の指定の請求をしようとするときは、「個人番号指定請求書」(様式第9号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に出す又は郵送することとする。
- 2 前項の請求を本人が行うときは、第2条第7項から第12項までの規定により本人であることを確認する。
 - 3 第1項の届出を代理人により提出する場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出することとする。ただし、代理人が親権者である場合、第2条第17項第3号に規定する方法により親権を確認できるときは、第2号の書類の提示又は提出を省略することができる。
 - (1) 代理人の第2条第7項から第10項までに規定する書類又は同条第11項に掲げる書類のうち2点以上
 - (2) 委任状、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他代理権を証明する書類
 - 4 第1項の請求を行うときは、交付を受けていない場合や紛失等やむを得ない場合を除き、通知カード又は個人番号カードの返納を求めるものとする。この場合、第15条第1項又は個人番号通知書要綱第5条第1項の届出は、第1項の届出と兼ねることができる。

(既に交付を受けた個人番号カードの暗証番号をロックした状態とする切替手続き)

- 第17条 住民基本台帳に記録されている者(特定年齢未満申請者を除く)が、個人番号カードの暗証番号をロックしようとするときは、個人番号カードを添えて「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」(様式第10号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口に出すこととする。なお、暗証番号をロックしようとしている個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている場合に限り、当該申請を提出できるものとする。
- 2 前項の申請を本人が行うときは、第1項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。
 - 3 第1項の届出を代理人により提出する場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出することとする。ただし、代理人が親権者である場合、第2条第17項第3号に規定する

方法により親権を確認できるときは、第3号の書類の提示又は提出を省略することができる。

(1) 代理人の第2条第7項から第10項までに規定する書類又は同条第11項に掲げる書類のうち2点以上

(2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード

(3) 委任状、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他代理権を証明する書類

4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適当又は困難である場合は、第2条第18項の規定を準用する。

5 市長は、第1項の申請があったときは、暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し、「顔認証」と明記してこれに職印を押して返還するものとする。この際、有効な署名用電子証明書が当該個人番号カード格納されている場合には、署名用電子証明書の失効を求める旨の申請があったものとして、当該署名用電子証明書を失効させる。

6 戸籍の附票に記録されている者が、個人番号カードの暗証番号をロックしようとするときは、個人番号カードを添えて、第12条の2第1項に規定する申請書を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所の窓口又は在外公館に提出することにより行うものとする。

7 前項の申請を受付したときは、第12条の2第2項から第4項、同条第6項から第8項及び第5項の規定を準用する。この場合において、第12条の2第6項中「設定」とあるのは「ロック」と読み替えるものとする。

(追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定)

第18条 追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号を再設定する場合は、第12条又は第12条の2の規定に準じて取り扱い、追記欄に記載されている「顔認証」、交付の年月日及び職印に取り消し線を引き、取り消し線に重ねて職印を押して返還することとする。

(特定在留カード・特定特別永住者証明書に係る手続き)

第19条 第2条第4項第2号に規定する窓口で、出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第2項又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項若しくは第2項の規定にもとづく特定在留カード・特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）交付申請の受付又は当該特定在留カード等の引渡しを行う場合は、第2条第6項から第14項までの規定により、交付申請者が本人であることを確認する。

2 前項に規定する交付申請書の提出又は当該特定在留カード等の交付を受ける場合は、現に交付を受けている個人番号カード、特定在留カード等を返納するものとする。

3 法定代理人が、第1項に規定する交付申請書の提出及び当該特定在留カード等の交付

を受ける場合は、第2条第17項の規定を準用する。

- 4 任意代理人が、第1項に規定する交付申請書の提出及び当該特定在留カード等の交付を受ける場合は、特定在留カード様式命令第3条又は特定特別永住者証明書様式命令第3条に掲げる書類を提示又は提出させることとする。なお、特定在留カード様式命令第3条第4項から第6項及び特定特別永住者証明書様式命令第3条第4項から第6項に掲げる書類は、第2条第19項第1号及び第2号に掲げる書類とする。
- 5 特定在留カード等の交付を受けている者の法第17条第8項の届出（通称記載に限る。）は、第10条の規定を準用する（同条第4号を除く。）。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとする。
- 6 特定在留カード等の交付を受けている者から国外転出届があった場合は、当該カードの表面の追記欄に、国外転出者である旨及び当該届出に記載されている国外へ転出する予定日を記載し職印を押して返還するものとする。
- 7 特定在留カード等の交付を受けている者から帰化届があったときは、当該カードの運用状況を廃止とし、表面の追記欄に、当該カードが失効済みである旨及び官報掲載日を記載し職印を押して返還するものとする。
- 8 特定在留カード等の交付を受けている者が、特定在留カード様式命令第4条第2項の届出を行うときは、「個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第3号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。
- 9 前項の届出は、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとする。
- 10 特定在留カード等の交付を受けている者が、当該カードの暗証番号を変更又は再設定しようとするときは、第12条の規定を準用する（同条第4号を除く。）。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとする。
- 11 特定特別永住者証明書の交付を受けている者が、紛失・汚損等により入管特例法第16条の2の規定にもとづく特定特別永住者証明書の再交付申請をするときは、第13条第6項及び第7項の規定を準用する。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとし、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」（電子証明書要綱様式第3号）により届け出るものとする。
- 12 特定在留カード等の交付を受けている者が、特定在留カード等を発見した旨の届出をしようとするときは、第14条の規定を準用する（同条第4号を除く。）。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとする。
- 13 特定在留カード等の交付を受けている者が、個人番号の指定の請求をしようとするときは、「個人番号指定請求書」（様式第9号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓

口に提出することとする。

- 14 前項の請求を代理人が行うときは、第16条第3項の規定を準用する。
- 15 第13項の請求があったときは、特定在留カード等により本人であることを確認し、当該カードの表面の追記欄に、個人番号を変更した旨及び当該変更を行った年月日を記載し職印を押して返還するものとする。
- 16 第13項の請求に伴って新たな特定在留カード等を交付するときは、請求前に交付を受けていた特定在留カード等の返納を求めるものとする。
- 17 特定在留カード等の交付を受けている者が、特定在留カード等の暗証番号をロックしようとするときは、第17条第1項から第3項及び第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「個人番号カード」とあるのは「特定在留カード等」と読み替えるものとする。
- 18 法第18条の5第7項の規定にもとづき、出入国在留管理庁長官から次の各号に掲げる通知を受けたときは、当該特定在留カード等の運用状況を廃止とする。
 - (1) 特定在留カード等の紛失に伴い在留カード又は特別永住者証明書の再交付申請があった旨
 - (2) 特定在留カード等が返納された旨
- 19 前項の場合を除き、第2項及び第16項において特定在留カード等が返納されたとき及び出入国在留管理庁長官から特定在留カード等が返納された旨の通知を受けたときは、当該特定在留カード等の運用状況を回収とする。

(申請書の保存)

- 第20条 この要綱に規定する様式は、第13条第10項の規定により永年保存とするもの、第2条第2項第1号に規定する請求書、第8条及び第8条の2に規定する申出書及び第16条第1項に規定する請求書を除き、その受理した日から15年間保存するものとする。
- 2 第16条第1項に規定する請求書は、受理した日から10年間保存するものとする。
 - 3 第2条第2項第1号に規定する請求書及び第8条及び第8条の2に規定する申出書は、受理した日から3年間保存するものとする。

(関係機関への連絡)

- 第21条 個人番号カードの不正取得又は偽造(変造を含む。)の事実を確認したときは、直ちに大阪府へ報告、捜査機関への通報及び電気通信事業者協会への情報提供をそれぞれ定められた方法により行う。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から実施する。